

12月3日から9日まで「障害者週間」です バリアフリー社会の実現に 継続して取り組んでいます

立憲民主党 立憲民主編集部

〒102-0093
東京都千代田区平河町 2-12-4
ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302

2020.11.30 号外



バリアフリー法とは？



改正の概要

2018年11月、右の3点を中心、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等が強化されました。

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組みの強化

- スロープ板の適切な操作や、適切な明るさの確保などソフト基準の順守
- スムーズな乗り継ぎのための協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について、認定する観光施設の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取り組みの推進

- 優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレなどの適正な利用の推進
- 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携）

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバスタ新宿等の旅客特定車両停留施設を追加

「しかしあいだ不十分」。立憲民主党など野党は継続して取り組む項目を附帯決議に込めました。

災害時

災害時の避難所となる公立の小中学校等は、既設でも財政支援を充実させ、バリアフリー化を進める。

整備目標

地方の旅客施設のバリアフリー化促進のため、一日の平均利用者数が三千人未満の駅も整備目標を定める。また、無人駅の事業者が取り組む事項をガイドラインに定める。

駅ホーム

駅ホームからの視覚障害者の転落事故防止に向け、ホームドアの設置、バリアフリー設備の表示や駅の構造等情報提供の充実を進める。

実態調査

障害者が居住可能な共同住宅についての実態把握の調査等必要な措置を講ずる。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遗漏なきを期すべきである。

- 1 本法の基本理念に則り、社会的障壁の除去のために合理的配慮について理解が深まり的確に提供されるため、必要な環境整備を推進すること。
- 2 障害者が公共交通機関の利用において、様々な制約が存在する状況に鑑み、障害者権利条約の理念を踏まえて移動の権利について検討を進めること。
- 3 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。
- 4 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。
- 5 移動円滑化基準適用除外認定車両を見直し、鉄道のない地方空港の空港アクセスバス路線に重点的にバリアフリー車両の導入が促進されるように必要な措置を検討すること。
- 6 生活利便施設である物販、飲食店の数は二千平米未満の小規模店舗が大半を占めることに鑑み、二千平米未満の小規模店舗及び特別特定建築物内における店舗内部の障壁となっている入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるため、ガイドラインを作成すること。あわせて、条例によるバリアフリー基準適合義務の対象規模の引き下げ及び建築物特定施設の見直しを要請すること。
- 7 地方の旅客施設のバリアフリー化を進めるため、基本方針に一日の平均的な利用者数が三千人未満の駅も含めた整備目標を定めるよう検討すること。また、無人駅の増加に伴い社会的障壁が拡大しないよう、無人化に際し事業者が取り組むべき事項をガイドラインに定めた上で、当該事業者が遵守するように必要な措置を講ずること。
- 8 駅ホームからの視覚障害者の転落事故が全国で毎週一件以上発生していることに鑑み、ホームドアの設置、バリアフリー設備の表示や駅の構造等情報提供の充実を進めるよう、必要な措置を講ずること。
- 9 障害者が居住可能な共同住宅についての実態把握の調査等必要な措置を講ずること。
- 10 ホテルの一般客室におけるユニバーサルデザイン化の推進及びバリアフリールームの設置率を国際的な水準に引き上げるために、必要な措置を講ずること。
- 11 ユニバーサルデザインタクシーが活用されるためには、運転者の負担軽減とともに、研修支援に必要な措置を講ずること。
- 12 建築物やユニバーサルデザイン等の設計に際しては、当事者からの意見を反映させるため、建築士の資格取得における教育内容や設計業務に当たる者に対する研修等においてインクルーシブデザインによる設計が行われるよう制度の構築を検討すること。
- 13 移動等円滑化評価会議及び同地域分科会において、地域の特性に応じた施設、先進的な施設の整備等を通じ、多様な障害当事者が参画を継続的に実施する等必要な措置を講ずること。
- 14 障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。



お問い合わせは 地域の立憲民主党へ